5　Summary
⑴　Contracting entity : Satoshi Nakajima, Head, Property Administration Department, Japan Finance Corporation
⑵　Classification of the services to be procured : 26
⑶　Nature and quantity of the services to be required : Electricity to use in Kyushu Area, 1 set
⑷　Fulfillment period : From 1 November 2017 to 31 October 2018
⑸　Fulfillment place : refer to the tender documentation.
⑹　Time-limit for tender : 12 : 00 AM 24 May 2017
⑺　Contact point for the notice : Yuichirou Kakoi, Property Administration Department, Japan Finance Corporation, 1―9―4 Otemachi, Chiyoda-ku, Tokyo, 100―0004, Japan TEL 03―3270―1552

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成29年3月30日
契約責任者　中日本高速道路株式会社
金沢支社長　久保田　修
◎調達機関番号　418　◎所在地番号　17
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　北陸自動車道（特定更新等）魚津～黒部間構造物更新工事（平成28年度）（電子入札（郵送入札）対象案件）
⑶　工事場所
自）富山県魚津市印田
至）富山県黒部市荻生
⑷　工事内容　本工事は、特定更新事業における北陸自動車道魚津ＩＣ～黒部ＩＣ間の床版取替、床版防水、のり面排水施設の更新を行うものである。
⑸　工事概算数量
床版取替工　……　約6.1千㎡
床板防水・舗装工　……　約23.3千㎡
切土・盛土修繕　……　12箇所
⑹　契約締結日の翌日から1320日間
⑺　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。
⑻　本工事は、総合評価提案資料を求め、価格と価格以外との要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事である。
⑼　本工事は、入札後に落札予定者と弊社とが、より合理的な施工方法や資材調達方法等に係る技術的な協議（以下「技術提案協議」という。）を実施し、技術提案協議に基づく価格で契約することが出来る技術提案協議方式の適用工事である。ただし、入札額が低入札価格調査制度の重点調査価格を下回った場合は、技術提案協議は実施しない。
⑽　本工事は、資料の提出・入札を電子入札システム又は郵送で行う対象工事であり、当社ホームページに掲載の電子入札（郵送入札）運用マニュアルを適用する。なお、電子入札によりがたいものは、電子入札（郵送入札）運用マニュアルに基づき、契約責任者に紙入札方式参加届出書（様式１）を提出して郵送による紙入札方式によることができる。
⑾　本工事の契約の締結は電子契約による。ただし、外国の企業で日本国内における商業登記が未登記により電子証明書を取得できない場合はこの限りではない。（詳細は入札（見積）者に対する指示書を参照）
⑿　本工事は、競争参加資格において「配置予定の技術者等」の配置基準を設けず、契約締結後の設置要件とする工事である。
2　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、金沢支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。
⑴　「中日本高速道路株式会社契約規則」（中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。
⑵①　単体の場合　「平成27・28年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,150点以上のＰＣ橋上部工工事又は1,150点以上の鋼橋上部工工事を有している者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,150点以上（ＰＣ橋上部工工事）又は1,150点以上（鋼橋上部工工事）であること。以下同じ。）であること。ただし、開札（入札執行）日において、平成29・30年度工事競争参加資格における「橋梁補修工事」の資格を有していることを条件とする。なお、平成29・30年度工事競争参加資格における「橋梁補修工事」の等級は問わない。
②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　「平成27・28年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,150点以上のＰＣ橋上部工工事又は1,150点以上の鋼橋上部工工事を有している者の２者で構成された共同企業体（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,150点以上点以上（ＰＣ橋上部工工事）又は1,150点以上（鋼橋上部工工事）であること。以下同じ。）であること。ただし、開札（入札執行）日において、平成29・30年度工事競争参加資格における「橋梁補修工事」の資格を有していることを条件とする。なお、平成29・30年度工事競争参加資格における「橋梁補修工事」の等級は問わない。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。
・工種組合せ
ＰＣ橋上部工工事＋ＰＣ橋上部工工事＝○
ＰＣ橋上部工工事＋鋼橋上部工工事＝○
鋼橋上部工工事＋ＰＣ橋上部工工事＝○
鋼橋上部工工事＋鋼橋上部工工事＝○
※上記「○」は特定建設工事共同企業体での参加を認める組合せを示す。
⑶　会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（記２⑵の再認定を受けた者を除く）でないこと。又は、この条件を満たす２者で構成された特定建設工事共同企業体。
⑷　施工実績　平成13年度以降に元請けとしてしゅん功した次の工事の施工実績を有すること。
なお、求める実績に対して提出できる施工実績は１件とする。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術資料に併せて提出すること。）
①　単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者
求める実績　橋面積1,800㎡以上の橋梁床版の新設又は取替を行った工事（橋梁床版は、現場打ち床版、プレキャスト床版、プレキャストセグメントを問わない。）
②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外
求める実績　橋梁上部工を架設した工事
⑸　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域１」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。
⑹　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。
①　各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。
②　中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。
③　特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は、２者で構成される場合にあっては30％以上とし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。
⑺　記１に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑻　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑼　以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務